

利府町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年（2026年）3月

利 府 町

内 容

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画	1
第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等	1
第1節 感染症危機を取り巻く状況	1
第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定	2
第2章 町行動計画の作成と感染症危機の対応	3
第1節 町行動計画の作成経緯	3
第2節 新型コロナ対応での経験	4
第3節 町行動計画の改定	5
第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針	6
第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的考え方等	6
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略	6
第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方	6
第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ	9
第4節 対策推進のための役割分担	12
第5節 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項	15
第2章 町行動計画における対策項目の基本理念と目標	19
第3部 各対策項目の発生段階における取組	22
第1章 実施体制	22
第1節 準備期	22
第2節 初動期	24
第3節 対応期	25
第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	27
第1節 準備期	27
第2節 初動期	29
第3節 対応期	31
第3章 まん延防止	34
第1節 準備期	34
第2節 初動期	35
第3節 対応期	36
第4章 ワクチン	39
第1節 準備期	39
第2節 初動期	42
第3節 対応期	44
第5章 保健	47
第1節 準備期	47
第2節 初動期	48

第3節 対応期.....	49
第6章 物資	50
第1節 準備期.....	50
第2節 初動期.....	50
第3節 対応期.....	50
第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保	52
第1節 準備期.....	52
第2節 初動期.....	53
第3節 対応期.....	54
用語集	56

第1部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1章 新型インフルエンザ等対策措置法の意義等

第1節 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群（SARS）やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには令和2年（2020年）以降新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下「新型コロナ」という。）が世界的な大流行（パンデミック）を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き世界が新興感染症等の発生のおそれ直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物及び環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチの推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなる又は効かなくなる薬剤耐性（AMR）を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうしたAMR対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

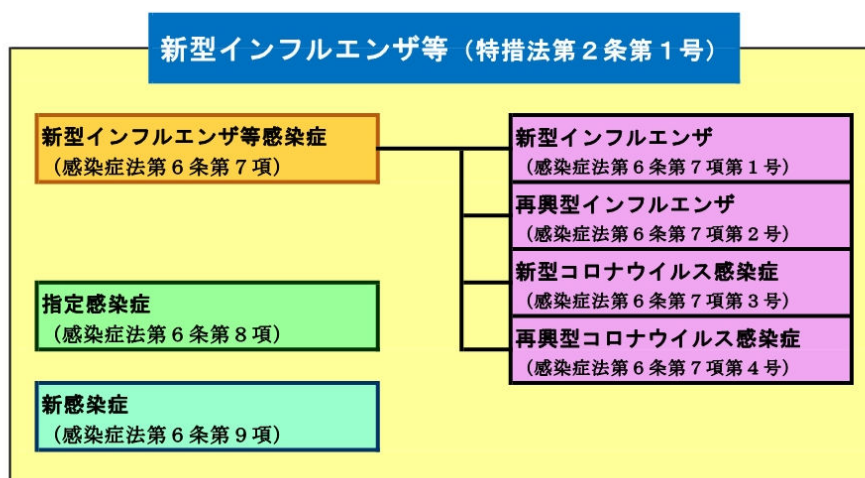
新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが考えられる。

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症及び新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定（地方）公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置（以下「まん延防止等重点措置」という。）及び、新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等^{※1}は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものである。具体的には、次のとおりである。



※1 特措法第2条第1号

第2章 町行動計画の作成と感染症危機の対応

第1節 町行動計画の作成経緯

町では、特措法の制定以前から新型インフルエンザ対策に取り組んできた。

平成21年（2009年）5月に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）対策のため策定された、国及び県の対策計画に準じ、町民の健康を守り、生活の影響を最小限にとどめることを目的に平成21年（2009年）10月に「利府町新型インフルエンザ対策行動計画」、（以下「旧町対策行動計画」という。）を策定した。

その後、平成25年（2013年）4月に特措法が制定され、同年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）、平成26年（2014年）3月に「宮城県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）が策定された。

これを受け、町では、旧町対策行動計画を廃止し、特措法第8条の規定に基づく市町村行動計画として、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とした、「利府町新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「町行動計画」という。）を平成27年3月に策定した。

第2節 新型コロナ対応での経験

令和元年（2019年）12月末、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年（2020年）1月には国内で新型コロナの感染者が確認され、同年9月には町においても初めての感染者が確認された。

令和2年（2020年）1月に、新型コロナを指定感染症に位置づける政令が公布されたことを受け、町では、全庁的に対応すべき危機管理事案と位置づけ、利府町新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「町新型コロナ対策本部」という。）を設置（令和2年2月7日町長決裁）し、町行動計画に基づき、全庁挙げて新型コロナ対策を開始した。

その後、同年3月に新型コロナが特措法の適用対象となり、国が基本的対処方針（特措法第18条第1に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。）を決定し、さらに同年4月7日に緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいう。以下同じ。）を発出した。

特措法では、緊急事態宣言の発出中のみ、市町村も対策本部を設置することとされているが、町では、それ以外の期間も町対策本部を設置し、全庁的な危機管理体制を維持することで、特措法に基づく緊急事態措置やまん延防止等重点措置に伴う各種要請、国の予備費による緊急対応策や補正予算等と連動した予算措置による対策、ワクチン接種の実施、行動制限の緩和など、全庁を挙げてウイルスの特性や状況の変化に応じた新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）を継続した。

そして、国内感染者の確認から3年余り経過した令和5年（2023年）5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置づけられ、同日に政府対策本部及び基本的対処方針が廃止されたことを受け、町も町対策本部を廃止した。

長期間に及んだ新型コロナ対応の経験を通じて強く認識したことは、感染症危機が、社会のあらゆる場面に影響し、町民の生命及び健康への大きな脅威であるだけでなく、経済や社会生活を始めとする町民生活の安定にも大きな脅威となるものであったことである。

また、全ての町民が、様々な立場や場面で当事者として感染症危機と向き合うこととなった新型コロナ対応の経験は、感染症によって引き起こされるパンデミックに対し、社会全体で対応する必要があることを改めて浮き彫りにした。

第3節 町行動計画の改定

新型コロナ対応で明らかとなった課題等を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実を図るため、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が改定され、また、県においても令和7年（2025年）3月に県行動計画が改定された。

町においては、それらの改定内容とともに、全庁一丸となった新型コロナ対応も踏まえて、町行動計画の改定を行うものである。

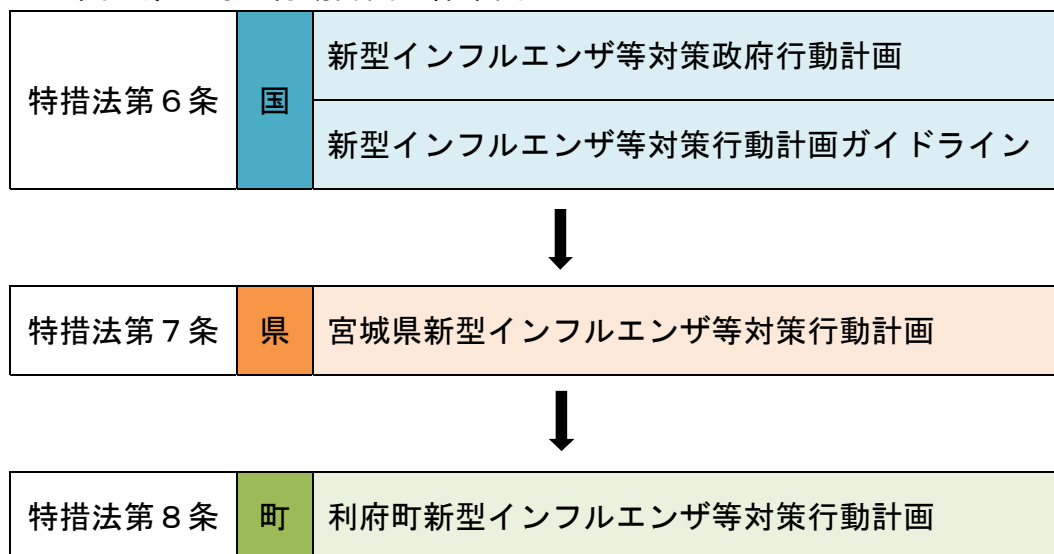
なお、国が開催している新型インフルエンザ等対策推進会議^{※2}（以下「推進会議」という。）において、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが大切であり、「感染症危機に対応できる平時からの体制作り」、「国民生活及び社会経済活動への影響の軽減」、「基本的人権の尊重」の3つの目標を実現する必要があるとされた。

政府行動計画及び県行動計画は、これらの目標を実現できるよう全面改定されたものであることから、町においてもその趣旨を踏まえ、特措法第8条の規定に基づき、町行動計画を全面改定するものである。

なお、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善等を踏まえて、国及び県は、定期的な検討を行い、適時適切に政府行動計画・県行動計画の変更を行うものとしている。

町においても同様に、定期的な検討を行うとともに、状況の変化や新たな知見等を踏まえ、必要に応じ、適時適切に町行動計画の変更を行うものとする。

<国・県・町の行動計画の体系図>



^{※2} 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

第2部 新型インフルエンザ等対策の基本方針

第1章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的考え方等

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、国内への侵入も避けられないと考えられる。

病原性が高くまん延のおそれがある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命及び健康や町民生活及び町民経済にも大きな影響を与えかねない。

新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、地域全体の医療提供体制のキャパシティを超えてしまうということを念頭に置きながら、新型インフルエンザ等対策は町の危機管理に関わる重要な課題と位置づけ、次の2点を主たる目標として対策を講じていく必要がある^{※3}。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。

- ① 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備及びワクチン製造等のための時間を確保する。
- ② 流行のピーク時の患者数等を可能な限り少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化等を図ることで、患者数等が医療提供体制の許容能力を超えないようにし、患者が適切な治療を受けられるようにする。
- ③ 適切な医療の提供により、重傷者数や死亡者数を減らす。

(2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響を最小となるようにする。

- ① 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活及び町民経済活動への影響を軽減する。
- ② 町民生活及び町民経済の安定を確保する。
- ③ 地域全体での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- ④ 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は町民生活及び町民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2節 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

政府行動計画及び県行動計画では、過去の新型インフルエンザや新型コロナ以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が収束するまでの状況に応じて、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせてバランスのとれた戦略を目指すこととしており、町行動計画においても、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、次のとおり、一連の流れをもった戦

^{※3} 特措法第1条

略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した場合には、感染症の特徴、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や対策の有効性、対策そのものが町民生活及び町民の社会経済活動に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し対応する。

町民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、県による不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を積極的に検討することが重要である。

また、事業者の従業員のみならず、一定期間、サービス提供水準が相当程度低下する可能性がある場合は、そのことについて周知し、町民等の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

併せて、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町村及び指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが重要である。

新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。

特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、これらの公衆衛生対策がより重要である。

時期に応じた戦略

時期		戦略
準備期	発生前の段階	県と連携し、地域における医療提供体制の整備、町民等に対する啓発や町、事業者による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。
初動期	国内で発生した場合を含め世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階	直ちに初動対応の体制に切り替える。 新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が海外で発生した場合は、病原体の国内への侵入を完全に防ぐことは困難であるということを前提として対策を行う。

	時期	戦略
対応期	県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期	<p>県と連携し、病原性に応じて、県が行う不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等への協力を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。</p> <p>なお、国内外の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施する。併せて、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替える。</p> <p>また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行う。</p>
	県内・町内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期	<p>国、県、町、事業者等は相互に連携して、医療提供体制の確保や町民生活及び町民経済の維持のために最大限の努力を行う必要があるが、社会の緊張が高まり、変化する状況に対策が必ずしも適合しなくなることも含め様々な事態が生じることが想定される。したがって、あらかじめ想定したとおりにいかないことが考えられ、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処する。</p>
	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<p>科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。</p>
	流行状況が収束し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<p>新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制への段階的な移行や感染対策の見直し等を行う。</p>

第3節 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとするため、以下の①から④までの考え方を踏まえて、有事のシナリオを想定する。

- ① 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、病原体の性状に応じた対策等についても考慮する。
- ② 病原体について限られた知見しか明らかになっていない発生初期には、感染拡大防止を徹底し、流行状況の早期の収束を目標とする。
- ③ 科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本とする。
- ④ 病原体の変異による病原性や感染性の変化及びこれらに伴う感染拡大の繰り返しや対策が長期化した場合も織り込んだ想定とする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、国及びJ I H S（国立健康危機管理研究機構）（以下「J I H S」という。）による情報の分析や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）のリスク評価に基づき、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を踏まえた対応を行う。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替えについては第3部「各対策項目の発生段階における取組」で具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と、発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の流れ)

具体的には、前述の(1)の有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期及び対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

① 初動期

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、宮城県新型インフルエンザ等対策本部(以下「県対策本部」という。)が設置されるとともに、国により基本的対処方針が定められ、これが実行され、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)が明らかになるまでに、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

② 対応期……以下の各時期に区分する。

○封じ込めを念頭に対応する時期

新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、国内外における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパンデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。

○病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。

○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定

水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、第3部「各対策項目の発生段階における取組」で、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。

特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類が行われた上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。

また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子どもや若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意し対策を定める。

第4節 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する対策を支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む^{※4}。
- ② 新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める^{※5}とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める^{※6}。また、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。
- ③ 国は、平時には、政府行動計画に基づき、準備期に位置づけられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。また、新型インフルエンザ等対策閣僚会議及びそれを補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。
- ④ 指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等の発生時には、所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
- ⑤ 国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 地方公共団体（県及び市町村）の役割

県及び市町村は、新型インフルエンザ等の発生時には、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する責務を有する^{※7}。

(3) 県の役割

特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し、的確な判断と対応が求められる。

- ① 平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関又は医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊養

※4 特措法第3条第1項

※5 特措法第3条第2項

※6 特措法第3条第3項

※7 特措法第3条第4項

等の対応能力について、計画的に準備を行う。

- ② 県は、仙台市、感染症指定医療機関等で構成される宮城県感染症連携協議会（以下「県感染症連携協議会」という。）^{※8}等を通じ、県予防計画や県医療計画等について協議を行う。また、県予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、PDCAサイクルに基づき改善を図る。

（４）町の役割

町民に対するワクチンの接種や生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援などに関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。また、新型インフルエンザ等の対策に当たっては、県及び近隣市町村と緊密な連携を図る。

（５）医療機関の役割

- ① 平時から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具等の必要となる感染症対策物資等の確保等を推進する。
- ② 新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた業務継続計画の策定及び県感染症連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

（６）指定地方公共機関の役割

新型インフルエンザ等の発生時には、特措法に基づき、その対策を実施する責務を有する^{※9}。

（７）登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者（以下「登録事業者」という。）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、平時から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行う。また、新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める^{※10}。

※8 感染症法第10条の2

※9 特措法第3条第5項

※10 特措法第4条第3項

(8) 一般事業者の役割

- ① 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染症対策を行う。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に、多数の者が集まる事業者については、感染防止のための措置の徹底が求められる^{※11}ことから、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄に努める等の対策を行う。

(9) 町民の役割

- ① 平時から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等に関する知識を得るとともに、日頃の健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスクの着用等の咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。
- ② 新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時には、発生状況や予防接種等の実施状況についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める^{※12}。

※11 特措法第4条第1項及び第2項

※12 特措法第4条第1項

第5節 町における新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、町行動計画又は業務計画に基づき、県等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となるDXの推進等を行う。

①新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に必ず起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要な準備を行う。

②感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が県内や町内で発生した場合も含め、様々なシナリオを想定し、感染事例の探知能力を向上させるとともに、国内外で初発の感染事例が探知された後、速やかに初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等と共有するとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④医療提供体制、リスクコミュニケーション等の備え

県等と連携し、医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

⑤DXの推進や人材育成等

医療情報の有効活用や国、県及び市町村間の連携の円滑化を図るためのDXの推進のほか、平時から中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行う。

(2) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により、町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を軽減させるとともに、身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から④までの取組により、バランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命及び健康の保護と町民生活及び町民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

①可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮する。町は、県等と連携し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からデータの収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

②状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

有事には県において実施する医療提供体制の充実の状況を踏まえながら、医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。国や県のリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける町民や事業者を含め、町民生活や社会経済等に与える影響にも十分留意する。

③対策項目ごとの時期区分

科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。

また、個々の対策の切替えのタイミングについて、県が目安等を示している場合は、当該目安等を踏まえて適切な時期に対策の切替えを実施する。

④町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場を始め様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策が発出された場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民等の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする^{※13}。

インフルエンザ等対策に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、人権侵害であり、あってはならないものである。

これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対する医療従事者等の士気の維持の観点等からも防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受ける可能性がある社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないように取り組む。

(4) 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であり、緊急事態に備え、様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。

しかし、新型インフルエンザ等が発生した場合でも、病原性の程度や、ワクチンや治療薬等の対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合にもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

(5) 関係機関相互の連携協力の確保

町対策本部は、政府対策本部及び県対策本部^{※14}と相互に緊密な連携を図り、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、特に必要があると認めるときは、県に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する^{※15}。

(6) 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等における対応

町は、感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

(7) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や県等と

※13 特措法第5条

※14 特措法第22条

※15 特措法第36条第2項

の連携による医療提供体制の強化、避難所施設の確保や自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。

また、感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、国や県と連携しながら、発生地域における状況を適切に把握し、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(8) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階から、町の新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成・保存し、公表する。

第2章 町行動計画における対策項目の基本理念と目標

(1) 町行動計画における対策項目等

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する」こと及び「町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

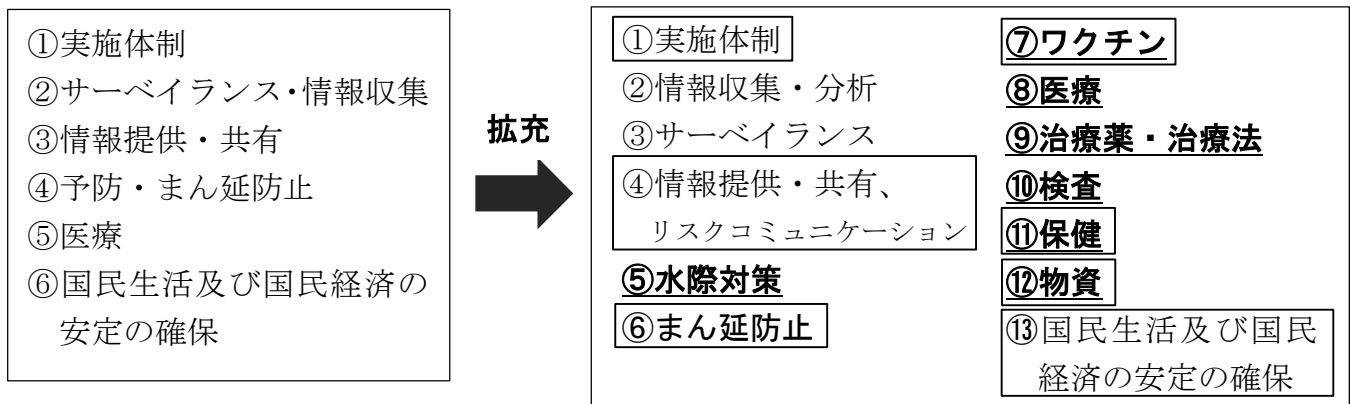
それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやいようにするため、以下の7項目を町行動計画の対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活及び町民経済の安定の確保

<新型インフルエンザ等対策の対策項目改定内容>

従来の対策項目（6項目）

政府行動計画・県行動計画改定後の対策項目（13項目）



※□箇所は、政府行動計画において市町村行動計画に盛り込むことが求められている7項目

※太字下線箇所は、今般の改定で新たに追加された対策項目

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行う。

①実施体制

感染症危機は町民の生命及び健康、町民生活及び町民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、国、県、市町村、医療機関等の多様な主体が相互に連携を図り、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、町においては、平時から関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

②情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等の発生や偽・誤情報が流布するおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民、県や近隣市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から町民等の感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

③まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活及び社会経済活動への影響を最小化することを目的とする。

特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。

このため、町は、特措法に基づき、まん延防止等重点措置や緊急事態宣言の適用がなされた場合には、当該まん延防止対策を的確かつ迅速に実施する。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権限に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ対策を実施するため必要最小限のものとするとされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報や、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行う。

④ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることで、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

そのため、町は、国や県の方針に基づき、医療機関等と連携し、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をする等、迅速に接種を進めるための体制整備を行う。

⑤保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なるため、県や近隣市町、医療機関等と連携して、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施する。

⑥物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、平時から国や県の指針に基づき、感染症対策物資等の備蓄を進める。

⑦町民生活及び町民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。新型インフルエンザ等の発生時には、町民生活及び町民の社会経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。また、事業者や町民等は、平時の準備を基に、自らの事業継続や感染防止に努める。

第3部 各対策項目の発生段階における取組

第1章 実施体制

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合は、事態を的確に把握し、国、県、関係機関等と連携して取組を推進することが重要である。

そのため、あらかじめ、国、県、関係機関等との役割分担を整理するとともに有事の際に機能する指揮命令系等の構築と拡張可能な組織体制の編制及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理を行う。

また、研修や訓練等を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図る。

(2) 所要の対応

1-1. 町行動計画の見直し

特措法の規定に基づき、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者やその他の学識経験者の意見を聴いた上^{※16}で、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた町行動計画を見直していく。(健康推進課)

1-2. 実践的な訓練の実施

政府行動計画、県行動計画及び町行動計画の内容を踏まえ、県、医療機関及び関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。(健康推進課、危機対策課、関係課)

1-3. 町の体制の整備・強化

- ① 特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。(健康推進課)
- ② 新型インフルエンザ等の発生時や感染拡大に応じて強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成し、必要に応じて見直していく。(全課)
- ③ 新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、感染症対応部門・人事管理部門・危機管理部門との連携強化や役割分担について調整する。(健康推進課、総務課、危機対策課、関係課)
- ④ 新型インフルエンザ等対策に携わる職員等の養成等を行う。特に、国及び県等が実施する研修等を積極的に活用し、有事における対応訓練を実施する。(健康推進課、危機対策課、関係課)

※16 特措法第8条第7項及び第8項

1-4. 国及び県、地方公共団体等の連携の強化

町は、国、県及び指定地方公共機関と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施するとともに関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。(健康推進課、危機対策課、関係課)

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等が国内外で発生した場合には、感染症危機管理として事態を的確に把握するとともに、町民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期の検討等に基づき、町対策本部を立ち上げ、町及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期の新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2) 所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 国が政府対策本部を設置し^{※17}、これを受け、県が県対策本部を設置^{※18}した場合、町においても、町長を本部長とする利府町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置し^{※19}、速やかに全庁部局間が連携し、新型インフルエンザ等対策に当たる体制を構築する。（全課）

<対策本部の組織>

利府町新型インフルエンザ等対策本部	
本部長	町長
副本部長	本部員のうちから町長が指名する者
本部員	副町長、教育長、 塩釜地区消防事務組合利府消防署長又はその指名する消防吏員 本部長（町長）が指定する町職員
※参考人	本部長（町長）が必要と認めるときは、国、県の職員、関係機関の有識者の出席を求めることができる。
事務局	保健福祉部健康推進課

- ② 必要に応じて、第1節（準備期）1-3を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。（総務課、健康推進課）

2-2. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

機動的かつ効果的な対策の実施のため、国からの財政支援^{※20}を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて、対策に要する経費について所要の準備を行う。（財務課、秘書政策課、関係課）

※17 特措法第15条

※18 特措法第22条第1項

※19 特措法第34条

※20 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまでの間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町及び関係機関における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

感染症危機の状況及び町民生活並びに町民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化のあった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2) 所要の対応

3-1. 対策の実施体制

- ① 県は、新型インフルエンザ等対策については、地域の感染状況について一元的に情報を把握し、収集した情報とリスク評価を踏まえて、県対策本部にて方針を協議し、決定するとしている。

町は、県対策本部の方針決定に基づき、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。(健康推進課、関係課)

- ② 町は、初動期に引き続き、必要な体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。(総務課、健康推進課)
- ③ 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身の影響を考慮し、必要な対策を講ずる。(総務課、健康推進課)

3-2. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、新型インフルエンザ等のまん延によりその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったと認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する^{※21}。(総務課)

- ② 町は、町域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村又は県に対して応援を求める^{※22}。(総務課、関係課)

3-3. 必要な財政上の措置

町は、国からの財政支援^{※23}を有効に活用するとともに、必要に応じて財源を確保し、対策を実施する。(財務課、秘書政策課、関係課)

3-4. 緊急事態宣言に伴う町の対応

- ① 町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに特措法に基づく町対策本部を

※21 特措法第26条の2第1項

※22 特措法第26条の3第2項及び第26条の4 25

※23 特措法第69条、第69条の2第1項並びに第70条第1項及び第2項

※24 特措法第34条第1項

設置し^{※24}、町域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う^{※25}。なお、既に町対策本部が設置されている場合は、その体制を引き継ぐ。(健康推進課)

- ② 町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅延なく町対策本部を廃止する^{※26}。(健康推進課)

^{※25} 特措法第36条第1項

^{※26} 特措法第25条及び第37条

第2章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1節 準備期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、県や近隣市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

このため、町は、平時から町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動ができるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染に関するリテラシーを高めるとともに、国、県及び町による情報提供・共有に対する認知度及び信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理する。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における情報提供・共有

1-1-1. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う^{※27}。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

また、保育施設や学校、職場等は地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、県と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。（秘書政策課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、健康推進課、関係課）

1-1-2. 偏見・差別等に関する啓発

町は、国や県による啓発と連携し、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感

※27 特措法第13条第1項

染症対策の妨げにもなること等について啓発する^{※28}。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

1-1-3. 偽・誤情報に関する開発

町は、国や県による啓発と連携し、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらにSNS等によって増幅されるインフォデミックの問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の発展・普及状況等も踏まえつつ、町民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等への情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。(秘書政策課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、健康推進課、関係課)

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

町は、町民等からの相談に応じるため、国及び県からの要請を受けた場合、コールセンター等を設置する準備を行う。(健康推進課)

※28 特措法第13条第2項

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対応策についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動ができるよう、町民等の関心事項を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を提供・共有する。

(2) 所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 町は、準備期にあらかじめ整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染対策防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、子ども、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。(秘書政策課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、健康推進課、関係課)

- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるホームページを立ち上げる。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。また、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を把握し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

- ② 町は、国や県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&Aの公表、町民等向けのコールセンター等について、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。(健康推進課)

2-3. 偏見・差別等や偽誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること

等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。

併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

第3節 対応期

(1) 目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項や町内の流行状況等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして適切な行動につがるよう促す。

(2) 所要の対応

町は、国及び県等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由（どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等）を明確にしなが、町民等に対し、次のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ整理した方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、町は町民等に対して、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含め、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供、共有を行う。（秘書政策課、健康推進課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、関係課）

- ② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、新型インフルエンザ等に関する情報を総覧できるホームページを立ち上げる。（秘書政策課、健康推進課）

3-2. 双方向のコミュニケーション実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、SNSの動向やコールセンター等に寄せられた意見等を把握し、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。（秘書政策課、健康推進課、関係課）

- ② 町は、初動期に設置したコールセンター等を継続して運営する。（健康推進課）

3-3. 偏見・差別等や偽誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任

を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に情報提供・共有する。併せて、偏見・差別等に関する各種相談窓口に関する情報を整理し、町民等に周知する。(健康推進課、関係課)

3-4. リスク評価に基づく方針の状況提供・共有

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、次のとおり対応する。

3-4-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、国の政策判断の根拠を丁寧に説明する。

また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、町が町民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、県と連携し、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

3-4-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-4-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられるため、町民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。(秘書政策課、健康推進課、関係課)

3-4-2-2. 子どもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。(秘書政策課、健康推進課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、関係課)

3-4-2-3. 特措法によらない基本的感染症対策移行する時期

町は、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる者がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。（秘書政策課、健康推進課、地域福祉課、子ども支援課、教育総務課、関係課）

第3章 まん延防止

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命及び健康を保護する。このため、国や県の方針を踏まえ、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2) 所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等発生時の対策強化に向けた理解及び準備促進等

- ① 町は、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命及び健康を保護するためには町民一人ひとりの感染対策への協力が重要であること等について理解促進を図る。(秘書政策課、健康推進課、関係課)
- ② 町は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、平時から理解促進を図る。(秘書政策課、健康推進課、関係課)
- ③ 町は、県が実施するまん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態^{※29}における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の、新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進に協力する。(秘書政策課、商工観光課、健康推進課、関係課)

^{※29} 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。

第2節 初動期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するために、町内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

(2) 所要の対応

2-1. 町内でのまん延防止対策

- ① 町は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。(全課)
- ② 町は、国及び県から提供される、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）及び臨床像等に関する情報等の分析やリスク評価に基づく有効なまん延防止対策に資する情報を有効に活用し、国や県と相互に連携しながらまん延防止対策の準備を進める。(全課)

第3節 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護する。

また、緊急事態措置を始めとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

町は、国及び県、J I H S等による情報の分析やリスク評価、国及び県が発出するまん延防止対策の方針に基づき、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤受性等）、変異の状況、感染状況及び町民の免疫の獲得の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる。

なお、まん延防止対策を講ずるに際し、町民生活や社会経済活動への影響も十分考慮する。（健康推進課、関係課）

3-1-1. 患者や濃厚接触者への対応

町は県及び国と連携し、患者への対応^{※30}や患者の同居者等の濃厚接触者への対応^{※31}等の措置を実施するため、町へ確認を求められた際には、それに応じる。（健康推進課）

3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

3-1-2-1 外出等にかかる要請等

町は、県が、地域の実情に応じて外出自粛等の要請を行う場合には、その周知に協力する。（健康推進課）

3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等

町は、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。（総務課、商工観光課、健康推進課、関係課）

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

町は、県がまん延防止等重点措置等として事業者に対して営業時間変更の要請^{※32}や、多数の者が利用する施設^{※33}を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対して施設の使用制限や休業等の要請^{※34}を行う場合には、その周知に協力する。（商工観光課、スポーツ振興課、生涯学習課、関係課）

3-1-3-2. まん延防止のための措置の要請

町は、県が、上記3-1-3-1のまん延防止等重点措置等による要請の対象事業者や、学校等の多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して

※30 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

※31 感染症法第44条の3第1項

※32 特措法第31条の8第1項

※33 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第11条

※34 特措法第45条第2項

催物を開催する者に対し、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることを要請^{※35}する場合は、その周知や要請に基づく対応に協力する。(商工観光課、関係課)

3-1-3-3. その他の事業者に対する要請

- ① 町は、国及び県が行う事業者による感染対策の徹底、従業員の健康管理等への要請について、その周知等に協力する。(商工観光課)
- ② 町は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対し、感染対策の強化を要請する。(地域福祉課、健康推進課、関係課)

3-1-3-4. 学校等に対する要請

町は、県からの感染状況、病原体の性状等の情報を踏まえた学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報に基づき、保育所等の休園等を判断する。学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業^{※36}等の要請がされた場合には、必要に応じ学級閉鎖、学年閉鎖又は休校等を適切に行う。(子ども支援課、教育総務課)

3-1-4. 公共交通機関の利用者に対する要請

公共交通機関の利用者に対し、マスク着用等の励行を呼びかけ、感染対策を講ずる。(生活環境課)

3-2. 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

町は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する町民の免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、町民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、先述3-1-1の患者や濃厚接触者への対応等に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。(健康推進課、関係課)

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

町は、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、臨床像に関する情報等に基づく国及びJ I H Sによる分析やリスク評価の結果に基づき、次のとおり対応を判断する。(健康推進課、関係課)

3-2-2-1. 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の国民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、県と連携して、強度の高いまん延防止対策を講ずる。(健康推進課)

3-2-2-2. 病原性が高く、感染性が低い場合

※35 特措法第31条の8第1項及び第45項第2項

※36 学校保健安全法第20条

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には先述 3-1-1 の患者や濃厚接触者への対応等を徹底することで感染拡大の防止を目指す。(健康推進課、関係課)

3-2-2-3. 病原性が高くなく、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いですが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、先述 3-1 に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保する。対策を行ってもなお、地域において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、県に対する支援要請を検討する。(健康推進課、関係課)

3-2-2-4. 子どもや若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子どもや高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子どもが感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子どもに与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。また、子どもの生命及び健康を保護するため、感染状況等に応じて、先述 3-1-3-4 の学級閉鎖や休校等を行う。(地域福祉課・子ども支援課・教育総務課)

3-2-3. ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、先述 3-1 に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、先述 3-2-2 に記載した考え方にに基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う町民生活や社会経済活動への影響を勘案しつつ検討を行う。(健康推進課、関係課)

3-2-4. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

町は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。(健康推進課・関係課)

3-3. 県のまん延防止対策に対する要請等

先述 3-2 の考え方にに基づき対応するに当たり、町は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報をもとにリスク評価を行い、必要に応じて、県に対して次の要請を行う。(健康推進課・関係課)

- ① 県が実施するまん延防止対策について、より実態に則したものとすること。
- ② まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施に関する国への要請について、適切に行うこと。

第4章 ワクチン

第1節 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町民の生命及び健康を保護し、町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるよう、国、県、医療機関等とともに、接種体制の整備のための必要な準備を行い、円滑な接種を実施する。

(2) 所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、予防接種を実施する場合に、以下の表1に記載の予防接種に必要なとなる可能性がある物品を速やかに確保できるよう準備する。(健康推進課)

予防接種に必要なとなる可能性がある資材

準備品	医師・看護師用物品
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 自動検温器 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 ・ 血圧計等 ・ 静脈路確保用品 ・ 輸液セット ・ 生理食塩水 ・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト <input type="checkbox"/> 使い捨てガウン
	文房具類
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	会場設営物品
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> 車椅子 <input type="checkbox"/> 救急用ベッド <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

1-2. ワクチンの供給体制

宮城県塩釜医師会等と連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定しておく。(健康推進課)

1-3. 接種体制の構築^{※37}

1-3-1. 接種体制

国が整理した接種会場や接種に携わる医療従事者の確保、接種の優先順位の考え方にに基づき、町は、宮城県塩釜医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。(健康推進課)

1-3-2. 特定接種^{※38}

町は、国が事業者に対して実施する特定接種の登録申請の受付及び登録について協力する。

また、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員については、町が実施主体となり、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう接種体制を構築する。(健康推進課)

1-3-3. 住民接種

町は、国が定めた基本的対処方針及び国が整理した住民接種の接種順位に関する基本的な考え方を基に、県及び近隣市町村と連携し、平時から次の(ア)から(ウ)までのとおり迅速な予防接種を実現するための準備を行う。

(ア) 町は、国又は県の協力を得ながら、町内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種できるよう接種対象者数等を次に示す「接種対象者数推計」のとおり推計し、住民接種のシミュレーションを行う。また、高齢者施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を検討する。(健康推進課、地域福祉課)

(イ) 町は、円滑な接種の実施のため、国が整備を進める予防接種事務に係るシステムを活用し、全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、他市町村での接種ができるよう取組を進める。(健康推進課)

(ウ) 町は、接種を希望する者が速やかに接種できるよう、宮城県塩釜医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。(健康推進課)

※37 予防接種法第6条第3項

※38 特措法第28条

接種対象者数推計（令和7年12月末時点人口で試算）

住民接種対象者試算方法			備考
総人口	35,902人	A	
基礎疾患のある者	対象地域の人口の7% 2,513人	B	
妊婦	母子健康手帳届出数 150人	C	
幼児	人口統計（1-6歳未満） 1,359人	D	
乳児	人口統計（1歳未満） 210人	E1	
乳児保護者※	人口統計（1歳未満）×2 420人	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計（6歳-18歳未満） 4,294人	F	
高齢者	人口統計（65歳以上） 9,688人	G	
成人	総人口から上記B～Gの人数を除いた人数 17,268人	H	$A - (B + C + D + E1 + E2 + F + G) = H$

※ 乳児（1歳未満の者）が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

1-4. 情報提供・共有

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。（秘書政策課、健康推進課）

1-5. DXの推進

町は、スマートフォン等への接種勧奨の通知、スマートフォン等からの予診情報の入力、医療機関からの電子的な接種記録の入力や費用請求等、国が進めるマイナンバーカードを活用した予防接種事務のデジタル化や標準化の基盤整備を行う。（健康推進課）

第2節 初動期

(1) 目的

国や県の方針に基づき、接種体制等の必要な準備を進める

(2) 所要の対応

2-1. 接種体制の構築

町は、県と連携し、接種会場や接種に携わる医療従事者の確保等、接種体制の構築を行う。

また、準備期で必要となる可能性があると判断し準備した資材について、適切に確保する。

2-1-1. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、宮城県塩釜医師会等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて宮城県塩釜医師会等の調整が得られるよう必要な支援を行う。(健康推進課)

2-1-2. 住民接種

① 実施の判断

町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討し、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。(健康推進課)

② 接種体制の構築

(ア) 接種の準備に当たっては、平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、人事管理部門も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。(総務課、健康推進課)

(イ) 予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成等を行い、業務の優先順位及び内容に応じて必要な人員の確保及び配置を行う。なお、接種会場のスタッフ、コールセンター、データ入力等、業務については外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。(健康推進課)

③ 医療従事者の確保

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は宮城県塩釜医師会等の協力を得て、その確保を図る。(健康推進課)

④ 接種会場の確保

(ア) 町は、接種を円滑に行えるよう、宮城県塩釜医師会や近隣市町村、健診機関等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。併せて、接種実施

医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、町の保健福祉センター等の公的な施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。(健康推進課)

(イ) 町は、高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者についても接種を受けられるよう、県、介護保険部門、障がい福祉部門、宮城県塩釜医師会等と連携し、接種体制を構築する。(地域福祉課、健康推進課)

⑤ 接種実施会場で必要とする物品

町は、宮城県塩釜医師会等の協力を得ながら、接種に必要とされる物品の必要数等を検討する。

第3節 対応期

(1) 目的

確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

(2) 所要の対応

3-1. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 接種開始後、町は、ワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に被接種者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。(健康推進課)
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。(健康推進課)
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するため、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行って管内の在庫状況を含む偏在等の状況を把握し、地域間の融通等を行う。
なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることもあるため、他の製品を活用することも含めて地域間の融通等を行う。(健康推進課)

3-2. 接種体制

- ① 町は初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。また、新型インフルエンザ等の流行株が変異し、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるように国や県、宮城県塩釜医師会等と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。(健康推進課)
- ② 町は、国から情報提供・共有される接種回数等について、町ホームページ、広報紙、各種SNS等で公表する。(秘書政策課、健康推進課)

3-2-1. 特定接種

3-2-1-1. 町職員に対する特定接種の実施

町は、国が特定接種を実施することを決定^{※39}した場合、国と連携し、国が定めた具体的運用に基づき、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる町職員に対し、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-2-2. 住民接種

3-2-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 国からの要請を受けて、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。

※39 特措法第28条

- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材（副反応の発生に対応するためのものを含む。）等を確保する。
- ④ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう周知すること、接種会場において掲示等により注意喚起することにより、町接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 高齢者施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者についても接種を受けられるよう、県や介護保険部門、障がい福祉部門、宮城県塩釜医師会等と連携し、接種体制を構築する。（地域福祉課、健康推進課）

3-2-2-2. 接種に関する情報提供・共有

- ① 町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。（健康推進課）
- ② 町が行う接種勧奨については、準備期に国が整備するシステムを介して接種対象者に通知する。スマートフォン等の活用が困難な者に対しては、広報紙等へ接種に関する情報を掲載し、紙の接種券を発行することにより接種機会を逸することのないよう対応する。（健康推進課）

3-2-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。（健康推進課・関係課）

3-2-2-4. 接種記録の管理

町は、接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備するシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。（健康推進課）

3-3. 副反応疑い報告等

町は、予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報、最新の科学的知見等によるワクチンの安全性の情報について、国から情報提供・共有を受け、町民等への適切な情報提供・共有を行う。（健康推進課）

3-4. 健康被害救済

町は、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種により健康被害が生じた場合の予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談の対応を適切に行う。

また、予防接種の実施により健康被害が生じたと国が認定した者について、速やかに救済を受けられるように、制度の周知徹底等に協力する。(健康推進課)

3-5. 情報提供・共有

町が実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。(健康推進課・秘書政策課)

①特定接種に係る対応

町は、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口（コールセンター等）の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

②住民接種に係る対応

町は、実施主体として、町民からの基本的な相談に応じる。また、特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、新型インフルエンザ等の流行に対する不安が高まり、平時にはない混乱が起こることも想定されるため、町は次の点に留意し、予防接種に係る広報を実施する。

(ア) 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。

(イ) ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。

(ウ) 接種の時期、方法など、町民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5章 保健

第1節 準備期

(1) 目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時から県や近隣市町、医療機関、消防機関等の関係機関等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携強化に努め、感染症有事には、相互に密接に連携する。

また、収集分析した感染症に係る情報等を関係者や町民等と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

(2) 所要の対応

1-1. 体制の整備

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、塩釜地域医療対策委員会を活用し、平時から県と協力し、関係機関との意見交換や必要な調整等を通じ、多様な主体との連携を強化する。(健康推進課)

1-2. 人材育成及び連携体制の構築

地域保健法(昭和22年法律第101号)において、新型インフルエンザ等の発生時等に地域の保健師等専門職が保健所等の業務を支援する仕組みである「IHEAT」が設けられていることから、国等が実施する研修に参加し、平時から感染症対応人材の育成を継続的に行う。(健康推進課)

1-3. DXの推進

国が進める医療DXとの連携を図り、効率的に業務を遂行できる体制づくりに努める。(健康推進課)

1-4. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、国から提供された感染症に関する基本的な情報や媒体を活用し、町民等に対して情報提供・共有を行う。また、有事に速やかに町民等へ情報提供・共有ができるよう、その手法や、コールセンターの設置方法等について、あらかじめ検討を行う。(健康推進課)

第2節 初動期

(1) 目的

町民等に対して、新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症の町内発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事の体制への移行準備

町は、県が実施する健康観察^{※40}を実施できる体制を県と連携し、整備する。(健康推進課)

2-2. 町民等への情報提供・共有の開始

- ① 町は、国から情報提供・共有される当該感染症の特徴や有効な感染防止対策等の情報を迅速に把握し、町民等に対して可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを適切に行う(健康推進課)
- ② 町は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民等への周知、Q&Aの公表、町民等向けのコールセンター等の設置等を通じて、町民等に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。(秘書政策課、健康推進課)

※40 感染症法第44条の3第1項又は第2項

第3節 対応期

(1) 目的

県や関係機関と連携して感染症危機に対応することで、町民等の生命及び健康を保護する。また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 健康観察及び生活支援

町は、県に届出された患者のうち、町内在住で自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求められた者に対して、県の求めに応じ、県が実施する健康観察に協力する。また、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、パルスオキシメーター等の物品の支給に協力する^{※41}。

(健康推進課)

3-2. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

① 町は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。(健康推進課)

② 町は、高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。(秘書政策課、地域福祉課、子ども支援課、健康推進課)

^{※41} 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

第6章 物資

第1節 準備期

(1) 目的

感染症対策物資等は、有事に医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、感染症対策物資等の備蓄等の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

1-1. 感染対策物資等の備蓄等

- ① 町は、町行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄し、定期的に備蓄状況や使用期限等を確認する^{※42}。

なお、上記の備蓄については、特措法第11条の規定に基づき、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとする^{※43}。（危機対策課、健康推進課）

- ② 町は、塩釜地区消防事務組合が救急事業に必要な个人防护具を備蓄するよう、連携して取り組む。（危機対策課、健康推進課）

第2節 初動期

(1) 目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、町は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

町は、1-1で備蓄する感染症対策物資等について、その数量等を把握し、備蓄状況を確認する。（危機対策課、健康推進課）

第3節 対応期

(1) 目的

初動期に引き続き、町は、感染症対策物資等の需給状況の確認を適切に行い、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 感染症対策物資等の備蓄状況の確認等

町は、初動期に引き続き、1-1で備蓄する感染症対策物資等の備蓄状況等を把握するとともに、状況等に応じて、必要な感染症対策物資等の確保に努める。（危

^{※42} 特措法第10条

^{※43} 特措法第11条

機対策課、健康推進課)

第7章 町民生活及び町民経済の安定の確保

第1節 準備期

(1) 目的

町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活と社会経済活動の安定を確保するための体制と環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。(健康推進課、関係課)

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くよう整備する。(デジタル推進室、地域福祉課、子ども支援課、関係課)

1-3. 物資及び資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、第6章の第1節(「物資」における準備期)で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する^{※44}。備蓄については、特措法第11条の規定に基づき、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができるものとする^{※45}。(危機対策課、健康推進課)

② 町は、県と協力し、事業者や住民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。(秘書政策課、危機対策課、健康推進課、商工観光課、関係課)

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

町は、国からの要請を受けて、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者等への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要配慮者を把握するとともにその具体的手続を決めておく。(地域福祉課、健康推進課)

※44 特措法第10条

※45 特措法第11条

1-5. 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

町は、県と連携し、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬の適切な実施又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(生活環境課)

第2節 初動期

(1) 目的

町は、国や県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備を行い、事業者や町民等に対し、事業継続のための感染対策等、必要となる可能性がある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活及び社会経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

2-1. 事業継続に向けた準備等の要請

町は、国や県と協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンライン会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等を準備するよう要請する。(総務課、商工観光課、健康推進課)

2-2. 事業継続に向けた準備等の勧奨

町は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえ、感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう勧奨する。(商工観光課)

2-3. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じた国からの要請を受けた場合には、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備する。(生活環境課)

第3節 対応期

(1) 目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援及び対策を行う。

(2) 所要の対応

3-1. 町民の生活安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子どもの発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。（健康推進課、子ども支援課、教育総務課、関係課等）

3-1-2. 生活支援を要する者への支援

町は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。（地域福祉課、健康推進課）

3-1-3. 教育及び学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用制限^{※46}やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。（教育総務課）

3-1-4. 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 町は、町民の生活及び地域経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（商工観光課、関係課）
- ② 町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（商工観光課、関係課）
- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。（健康推進課、関係課）
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民

※46 特措法第45条第2項

生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）その他の法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる。（商工観光課、関係課）

3-1-5. 埋葬・火葬の特例等

町は、初動期2-3の対応を継続して行うとともに、必要に応じて次の①から②までの対応を行う。

① 町は、県を通じての国からの要請を受けて、可能な限り火葬炉を稼働させる。（生活環境課）

② 町は、県を通じての国からの要請を受けて、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった際に、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。（生活環境課）

3-1-6. ごみ収集・処理

まん延時も一般廃棄物の収集・運搬・処理を適正に実施する。（生活環境課）

3-1-7. 安定した上下水道の供給

町職員及び委託業者による運用体制を確立させ、まん延時でも上下水道施設を適正に稼働させて機能を維持する。（上下水道課）

3-2. 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び国民生活への影響を緩和し、住民の生活及び地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる。（財務課、商工観光課、関係課）

3-3. 町民生活及び社会経済活動の両方の安定の確保を対象とした対応

3-3-1. 法令等の弾力的な運用

国が国民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について周知を行う場合、町は、その周知に協力する。（全課）

3-3-2. 雇用への影響に関する支援

町は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による雇用への影響を考慮し、雇用に関して必要な支援を行う場合、国や県と協力し、必要に応じた支援を行う。（商工観光課）

3-3-3. 町民生活及び社会経済活動に及ぼす影響を緩和するその他の支援

町は、本節の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた町民生活及び社会経済活動への影響に対し、生活基盤が脆弱な者等が特に大きな影響を受けることに留意しながら、必要に応じた支援を行う。（健康推進課、関係課）

用語	内容
COVID-19	病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるもの。
ワンヘルス・アプローチ	人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急事態宣言	特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者（新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含む。）指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者。
患者数等	患者及び感染したおそれのある者。
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型又はA型のような毎年

	の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。
業務継続計画 (BCP)	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
検査等措置協定	感染症法第36条の6項第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす恐れがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
国立健康危機管理研究機構 (JIHHS)	国立健康危機管理機構法に基づき、内閣感染症危機管理統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、2025年4月に設立された国立健康危機管理研究機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性の高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
DX (デジタル・トランスフォーメーション)	デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。
感染症対策物資等	感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品 (医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器 (同条第4項に規定する医療機

	器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要な不可欠であると認められる物資及び資材。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱、呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
帰国者等	帰国者及び入国者。
I H E A T	感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
インフォデミック	信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
リテラシー	健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
健康観察	感染症法第44条の3第1項又は第2項の規定に基づき、都道府県

	知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等の関連する事業者が指定されている。
県感染症連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に県と関係機関等の連携強化を目的に、県、仙台市、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、県が設置する組織。